

## 監査公表第22号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年3月28日

新城市監査委員 原 義 弘  
新城市監査委員 山 口 洋 一

### 監査種別

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査、出資団体監査）

### 監査結果の措置対象

指定管理施設 つくで手作り村

指定管理者 有限会社つくで手作り村

（有限会社つくで手作り村は出資団体に当たることから、併せて出資団体監査を実施したもの。）

所管部課 作手総合支所 地域課

### 監査結果報告年月日

令和4年2月4日

### 監査結果に対する措置通知年月日

令和5年1月23日

### 講じた措置等の内容

#### 【つくで手作り村】

##### 《意見1》

施設・設備等の点検記録の作成・保管が十分にされていなかった。日常・定期点検等の実施記録を残し、施設・設備等の性能・機能保持に努められたい。

##### 《検討状況》

施設・設備等の点検実施記録の作成はしていたが、事務所にて保管の際の保管方法が十分でなかったため、インデックス等で各施設の記録がわかりやすいように整備し、保管に努める。

#### 【作手総合支所地域課】

##### 《意見1》

市が算出した指定管理料の基礎金額と、指定管理者の支出した事業費と乖離する項目が見受けられた。

費用負担の考え方等について再度検証されたい。

《検討状況》

施設管理において必要な事業の積算を行っているが、収益施設として、それ以上の環境整備等の事業を自主的に実施していることによる事業費の差であるため、指定管理者と事業内容等打合せを行い、各項目について実績を考慮した指定管理料の積算をする。

《意見2》

資産台帳の整備に努められたい。

《検討状況》

資産管理台帳は整備済み。

《意見3》

施設備品等の管理において、基本協定書の別紙に掲げる備品等一覧と整合のとれないものが見受けられた。

移動状況を加味した最新のものを備え付けられたい。また1年に1回程度は備品の確認をされたい。

《検討状況》

備品確認を1年に1回行い、異動状況を加味した備品台帳を更新し備品管理を行う。

《意見4》

つくで手作り村の運営面等の把握に努め、お互いに連携のとれる体制を構築し、適切な指導監督に当たられるよう努められたい。

《検討状況》

運営協議会等により運営面等の把握に努め、日頃の打合せ等により信頼関係を構築し適切な指導監督に努める。